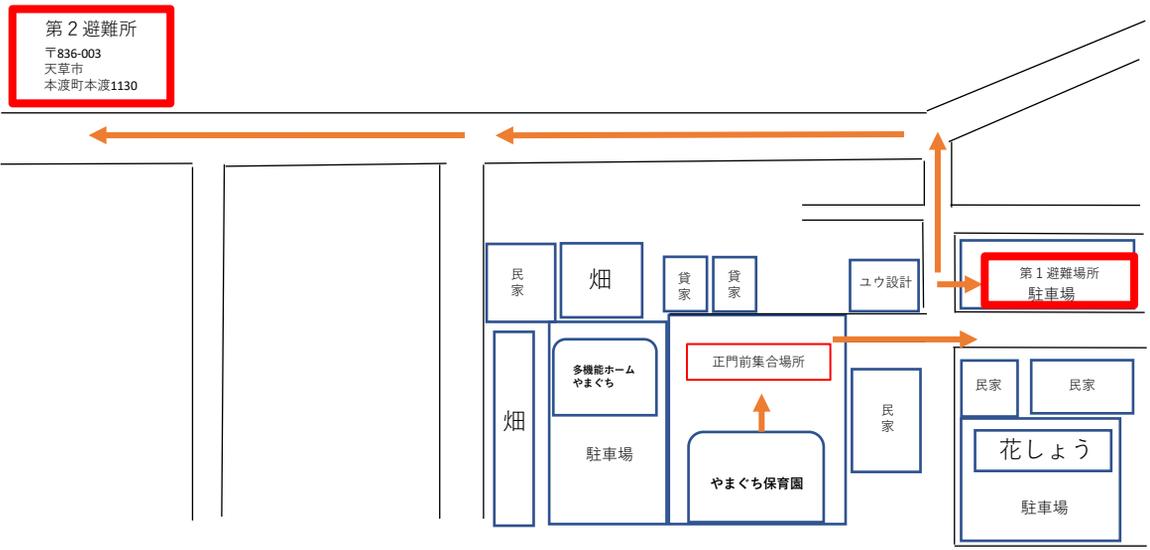


やまぐち保育園災害時避難経路、場所について

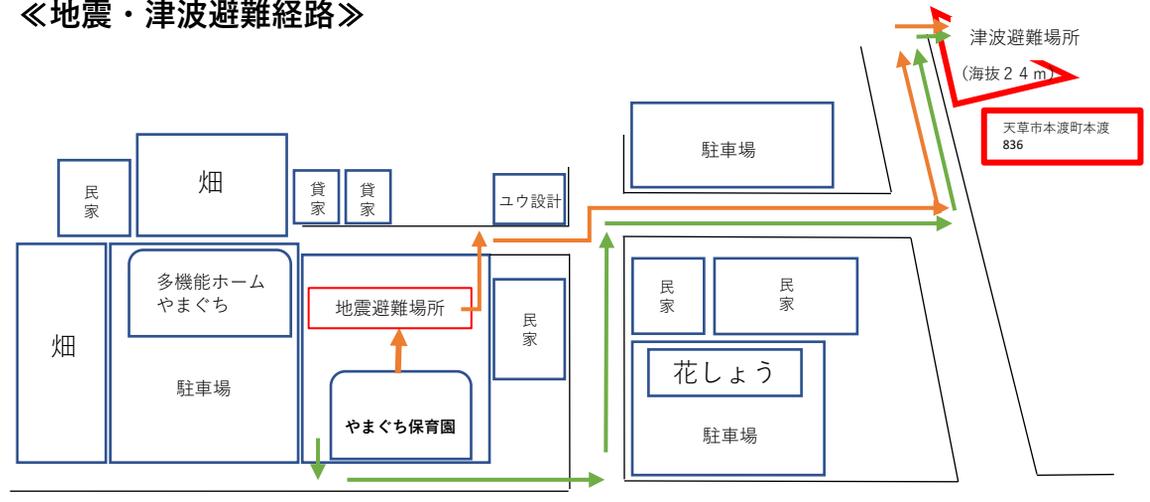
年間保存版

園では災害に備えて、避難訓練を行っています。(火災・地震・津波・水害)
 実際に火災・地震津波の発生した際は下記の場所に避難予定です。ご確認ください。洪水時の避難は、園2階への垂直避難をします。※緊急時に備えて、粉ミルクや飲料水、非常食、消耗品等を園内に備蓄しています。

◀消火避難経路▶



◀地震・津波避難経路▶



防災情報発令時の対応基準について

児童と保育従事者の生命と安全を守るため、市内認可保育園(所)・認定こども園の所在する地区に、避難情報が発令された場合の対応について、下記の通り基準が定められました。ご協力をお願いします。

| 警戒レベル | 災害情報等 | 保育所・児童・保護者 | | |
|-------|----------------------|------------|----------------|---|
| | | 保育所の対応(基本) | 児童・保護者への対応 | |
| | | | 登園前 | 登園後 |
| 5 | 緊急安全確保 (市町村が発令) | 臨時休園 | ●保護者へ臨時休園の連絡 | ●降園を基本とする。 安全を確保しながら速やかなお迎えを連絡する。 |
| 4 | 避難指示 (市町村が発令) | | | ●今後の気象状況、災害発生状況、園の立地条件等各国の状況を判断し、緊急避難場所へ避難する。ただし、避難することが危険と判断した場合には、園内の安全な場所へ避難する。 ●安全な場所で児童を保護者に引き渡す。 |
| 3 | 高齢者等避難開始 (市町村が発令) | 登園自粛要請 | ●保護者へ登園自粛要請の連絡 | ●早めのお迎えを依頼する。 ●今後の気象状況、災害発生状況、園の立地条件等各国の状況を判断し、園児にとって一番安全な方策をとる。 ●保育所運営が困難又は、危険と判断した場合は降園措置をとる。 |